

任意継続掛金について

- 当該パワーポイント資料には、説明内容のポイントのみを記載しています。
- 視聴の際には、お手元に冊子資料「令和6年度 退職予定者に係る共済事務説明資料」をご準備ください。



任意継続組合員の掛金について説明いたします。
当該パワーポイント資料には、説明内容のポイントのみを記載しています。視聴の際にはお手元に冊子資料「令和6年度退職予定者に係る共済事務説明資料」をご準備下さい。

1 任意継続掛金の算出方法 〈冊子資料：P44～45〉

○任意継続掛金の月額は「掛金の標準となる報酬月額×掛金率（※1）」

（※1）令和6年度の掛金率は、短期95.96/1,000、介護16.66/1,000
令和7年度分は未決定

○掛金の標準となる報酬月額は、次の（1）又は（2）のいずれか低い方の額

- （1）退職時の標準報酬月額（給与明細で確認）
- （2）地方職員共済組合全組合員の前年9月における
平均標準報酬月額（※2）

（※2）令和7年度に適用される平均標準報酬月額は、令和7年2月頃確認できる見込み



★ 資料の44ページをご覧ください。

第4章 任意継続組合員の掛金について

任意継続組合員の資格取得には掛金の納付が必要になります。

任意継続組合員は、「県を退職後、再任用にならなかった場合等に地共済へ加入できる手続きです。」

そのため、任意継続組合員として地共済に加入するには、ご自身で掛金の振り込み手続きをしていただくことになります。加入される場合は、短期と介護それぞれについて、振込依頼書を送付しますので、加入を希望される方は期限までに納付する必要があります。

1 任意継続掛金の算出方法 についてです。

任意継続掛金の月額は、「掛金の標準となる報酬月額×掛金率（※1）」となります。

（※1）令和6年度の掛金率は医療保険に当たる短期が千分の95.96、介護保険が千分の16.66ですが、令和7年度の掛金率は本部からまだ通知が届いておりません。

参考までに、今年度の任意継続の短期掛金は昨年度と同率、介護掛金率については、千分の0.4下落しております。

なお、「掛金の標準となる報酬月額」は次の（1）又は（2）のいずれか低い方

の額になります。

(1) 退職時の標準報酬月額

こちらは、みなさんの給与明細の左側に「標準報酬」と記載された欄がありますので、この部分を各自の給与明細で確認をお願いします。

(2) 地方職員共済組合全組合員の前年9月における平均標準報酬月額（※2）

（※2 なお、令和7年度に適用される平均標準報酬月額については、まだ算定結果が公表されておらず、令和7年2月頃確認できる見込みとなっております。）

平均標準報酬月額は、**令和6年9月30日**における地方職員共済組合の短期給付に関する規定の適用を受ける全ての組合員の同月時点における標準報酬月額の平均を標準報酬等級表に当てはめて得た額になります。

先ほどもお伝えしましたが、**令和7年度**の平均標準報酬月額はまだ公表されていないため、本資料における計算例は**令和6年度における平均標準報酬月額「380,000円」**により算定しています。

任意継続掛金の概算については、全庁掲示板や沖縄県ホームページに試算表が掲示されています。

※まだ決定していない**令和7年4月1日以降**適用される「全国平均標準報酬月額」及び「掛金率」については、決定次第更新します。

45ページの四角囲み内の計算例についてですが、退職時の標準報酬月額が50万円で、平均標準報酬月額が38万円の場合は38万円を基礎額として任意継続掛金と介護掛金を算出しています。

2 任意継続掛金の納付方法 〈冊子資料：P46～47〉

- 任意継続掛金の納付方法は、毎月払い及び前納（半期払い又は年払い）。
- 資格取得時に送付される振込依頼書に記載されている納付期限（基本的に前月末日）までに金融機関窓口で振込（振込手数料は自己負担）。
- 振込依頼書は、毎月及び半期払いは、資格取得時と9月の2回に分けて送付。
- 再就職等で年度途中で脱退する場合は、前納された資格喪失月以降の掛金は請求により還付。



46ページをご覧ください。

2 任意継続掛金の納付方法 についてです。

任意継続掛金の納付方法は、毎月払いと前納払（半期または年払い）の3通りがあります。

少し飛びますが、60ページをご覧ください。

こちらに掲載されている「任意継続組合員資格取得申出書」の中段あたりの、黒い枠で囲われている部分に「掛金納付方法」があり、1年払い、半年払い、毎月払いを選択するかたちになります。

46ページにお戻りください。

皆さんの選択した納付方法に合わせて、資格取得時に振込依頼書を送付しますの**で、任意継続組合員として地共済に加入を希望される方は、振込依頼書に記載されている納付期限（基本的に前月末日）までに金融機関窓口でお振込みください。**なお、掛金をお振込みいただくための「払込依頼書」は、年払いの場合は資格取得時に1回、毎月及び半期払いは、資格取得時と9月の2回に分けて送付します。

（1）前納 について

任意継続掛金の前納は、4月から9月又は10月から翌年3月の6か月間（半年払い）と4月から翌年3月の12ヶ月間（年払い）を単位として行うことができます。

ただし、年度の途中で資格を喪失することが明らかである者については、この6か月間又は12ヶ月間のうち、資格を喪失する月の前月までの期間について掛金

の前納を行うことができます。（前納する期間が2か月以上必要になります。）

【例として、4月に資格取得して、7月に就職確実な場合は、4月から6月までの3か月分を前納することになります。】

なお、任意継続掛金を前納しようとする者は、前納すべき額を前納に係る期間の最初の月の前月の末日までに、払い込まなければなりません。（たとえば、4月から任継に入るにあたって、1年分前納する場合は、1年分の掛金を3月末日までに全額納付する必要があります。）

（2）前納の場合の任意継続掛金の額 について

任意継続掛金を前納する場合の掛金額は、任意継続掛金の月額に次の前納率を乗じて得た額となります。

ちなみに、こちらに記載されているのは前納期間の「つき数」で右下に「12つき」とあるのは、12か月分つまり1年分を前納ということで「12がつ」ではありませんのでご注意ください。

前納の場合は掛金の月額に前納率を掛けて計算するため、少し納付額が少なくなります。計算例を47ページに記載しておりますので、のちほどご参照ください。

なお、47ページの下段に記載しておりますが、掛金の振込に際しては、振込手数料が発生しますので、ご留意願います。

また、前納された場合であっても、途中でご家族の扶養に入られたり、再就職されて協会けんぽ等の他の社会保険に入られる場合は、地共済を脱退することになることから、それ以降掛金の還付がありますので、その際にはご連絡をいただければ改めて還付手続きを説明しますのでよろしくお願いします。

「任意継続掛金」試算表

<事例①> 算定基礎額が380,000円以上の場合（例 500,000円：算定基礎限度額の 380,000円を標準として掛金を算定する）

〔令和7年3月31日〕退職者用

〔資格取得申出書〕は令和7年2月末日までに提出してください。

↓入力してください↓

算定基礎額	500,000 円	掛金月額	
算定基礎限度額	380,000 円	短期掛金(95.96%)	介護掛金(16.66%)
資格取得	令和7年4月1日	36,464 円	6,330 円

・掛金額は、令和6年12月時点の「率」・「限度額」により計算しております。
・掛金率や限度額、標準報酬月額の変更に伴い掛金額は変動します。且安としてご利用ください。

	合 計	任意継続掛金	介護任意継続掛金	納 付 期 限
1 年前納の場合				
年間総額	502,765 円	428,397 円	74,368 円	令和7年4月1日
半年前納の場合				
(4月～9月分)	253,848 円	216,299 円	37,549 円	令和7年4月1日
(10月～3月分)	253,848 円	216,299 円	37,549 円	令和7年9月30日
年間総額	507,696 円	432,598 円	75,098 円	
毎月払いの場合 （月額 × 12月）				
年間総額	513,528 円	437,568 円	75,960 円	各月前月の末日 例：4月分＝令和7年4月1日 5月分＝令和7年4月30日 以降、各月の前月末日

◇重要◇
納付
資格期限
取得までに
きません。

（介護掛金は、40歳以上65歳未満の方が対象となります。）

（40歳以上とは、誕生日の前日の属する月からとなります。（4月1日生まれなら39歳の3月分から）
（65歳未満とは、誕生日の前日の属する月の前月までとなります。（4月1日生まれなら64歳の2月分まで）

次に48ページをご覧ください。

令和7年度の掛金率については、まだ本部から通知がないため、今年度の率を使用して試算しています。

この48ページの試算表で試算したところ、標準報酬が38万円以上の方で、

1年前納の場合は、
短期 428,397円、介護 74,368円
年間合計502,765円を
納付期限3月31日までに、

半年前納の場合は、
短期 216,299円、介護 37,549円
半年分合計253,848円を

納付期限 3 月 3 1 日と 9 月 3 0 日までに、

毎月払いは

表の上の方の「掛金月額」に記載があるように、
短期が 3 6, 4 6 4 円、介護が 6, 3 3 0 円を
納付期限前月末日までにお支払ください。

なお、納付期限が日曜日、祝日又は金融機関の休業日にあたるときは、その翌日の払込となります。

【参考】 任意継続掛金の概算額（令和 6 年度時点）の試算表

※令和7年4月1日以降に適用される全国平均標準報酬月額及び掛金率が決定次第更新

■コーラル21 ⇒ 全庁・各部局掲示板 ⇒ 総務部 ⇒ 職員厚生課 ⇒ 地共済
⇒退職時の手続関係(任意継続等) ⇒ 「任意継続掛金」試算表(共済管理班)

■沖縄県のホームページ ⇒ 組織で探す ⇒ 職員厚生課 ⇒ 地方職員共済組合沖縄県支部 ⇒ 〈任意継続関係〉 ⇒ 「任意継続掛金」試算表(共済管理班)



また、48ページの下段に記載しておりますように、掛金を試算するための試算表を全庁掲示板の職員厚生課掲示板と県のホームページの職員厚生課のページに掲載しておりますのでご活用ください。

お送りする払込依頼書等はサンプルを49ページ～51ページに掲載していますので、ご参照ください。

任意継続掛金についての説明は、以上です。